

振替加算の総点検と今後の対応について

1. 事案の概要

- ご夫婦のいずれかの年金に加給年金が加算されている方で、その加給年金の支給が終了したにもかかわらず振替加算が支給されていないものについて総点検を行った結果、ご夫婦のいずれかが共済年金を受給している方を中心に、夫(妻)に生計を維持されているにもかかわらず、配偶者である妻(夫)に振替加算が支給されていない事象が判明したもの。(振替加算が支給されていない方:約10.6万人(約598億円))

2. これまでの対応経過

(1) 社会保障審議会年金事業管理部会への報告 (H29.9.13)

- 厚生労働省より、別添1の資料に基づき、対応経過及び今後の対応方針等を説明

(2) 「振替加算専用ダイヤル」の設置 (H29.9.14～)

- H29.9.14より「振替加算専用ダイヤル」を設置
- 当初10回線であったところ、お客様からの照会が多数寄せられたことから、H29.9.15より40回線、H29.9.25より100回線に増設(応答率の推移は別添2)
- H29.9.25より、ナビダイヤル(有料)からフリーダイヤルへ変更(別添3)

(3) 「年金給付適正化プロジェクトチーム」の設置 (H29.9.19)

- 本部内に組織横断的な検討チームを設置し、過去の事務処理誤りやお客様の声の点検、システムから出力されるリストの削減・マニュアル整備等を開始

(4) 国会閉会中審査における報告 (H29.9.20衆・参厚生労働委員会)

- 審査の冒頭、加藤厚生労働大臣及び水島理事長より、本事案に関し別添4のとおり報告

(5) 年金事務所の土日開所 (H29.9.23、9.24)

- お客様からの照会対応の体制拡充の一環として、土日に全年金事務所を開所し、照会を受付

(6) 関係者の処分、公表 (H29.9.29)

- 制裁規程に則り、関係者を処分し、別添5のとおり公表

3. 今後の対応方針

(1) 未払いとなっている振替加算の支払処理

①お客様への確認が不要な場合

・基本的に、11月上旬にお知らせを送付し、11月15日にお支払い

②お客様への確認が必要な場合

・お支払いに当たりお客様に確認が必要な場合には、お手紙を送付し、確認ができた方々より順次お支払い

③お客様が亡くなられている場合

・過去の未支給請求の状況等からご遺族を確認し、お手紙を送付の上、支払できることが確認できた方々より順次お支払い

(2) 追加調査

①機構の記録上、配偶者と「生計維持関係なし」と登録されている方々へ、生計維持関係を改めて確認

②振替加算が遡及して支払われている方々のうち、時効(5年)を援用している方々を再調査

③今回の総点検の対象となっていない、加給年金がついていないが振替加算を加算すべき対象者の有無について、調査を実施

(3) 事務処理誤り等の点検(年金給付適正化プロジェクトチームで検討)

①事務処理誤りアプローチ

・過去の年金給付に関する事務処理誤りの事象と原因を全て洗い出し、必要な対策の実施状況を点検・確認

②お客様の声アプローチ

・これまで機構に寄せられた年金給付に関するお客様の声を集約し、必要な対策の実施状況を点検・確認

③リストアプローチ

・年金給付システムから出力されるリストの内容を全て洗い出し、マニュアルの整備状況や事務処理が適正に実施されているか点検・確認

振替加算の総点検とその対応について

(1) 振替加算とは (→3~4ページ参照)

- ・振替加算は、平成3年から実施されている制度で、配偶者(夫)の老齢厚生年金(老齢満了=厚生年金の被保険者期間が240月以上などが要件)又は障害厚生年金(1級又は2級)に、受給権者(妻)に係る加給年金額が加算されている場合に、妻が65歳に達したときに、夫の加給年金を妻に支給する老齢基礎年金に振り替えて加算する制度

(2) 振替加算の支給漏れ

- ・振替加算については、正しく加算がなされていない事案が従来から散見されてきた。これまで、個別事案を把握したときにその都度対応してきたが、長年このような事案が一定数生じており、近年増加している。
(毎月、日本年金機構より事案を公表。平成22年度2件→平成25年度34件→平成28年度832件)
- ・被用者年金一元化に伴い機構が共済情報連携システムを利用できるようになった(27年10月~)こともあり、今般、配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が開始されていない夫婦の事例を総点検し、支給漏れ又はその可能性のあるケースを抽出し、発生要因の分析を行うとともに、対応策を講じることとした。

(3) 点検結果の概要 (→5~10ページ参照)

- ①機構と共済組合との間の情報連携不足 (52,908人、260億円) (事例1)
- ②システム処理に起因するもの (35,685人、122億円) (事例2)
- ③機構における事務処理誤り (5,332人、89億円) (事例3)
- ④お客様からの届出漏れ (12,038人、128億円) (事例4)

※ 上記のうち夫婦の一方が共済の年金を受給している方が96% 101,324人

(4) 支給漏れが判明した方への対応 (→11ページ参照)

- ・対象の方には、お知らせをした上で、概ね11月を目途に支払い予定
- ・機構では、お客様のご協力をいただきながら、適切な支払いを進める。

(5) 今後の発生防止のための事務処理の改善 (→12ページ参照)

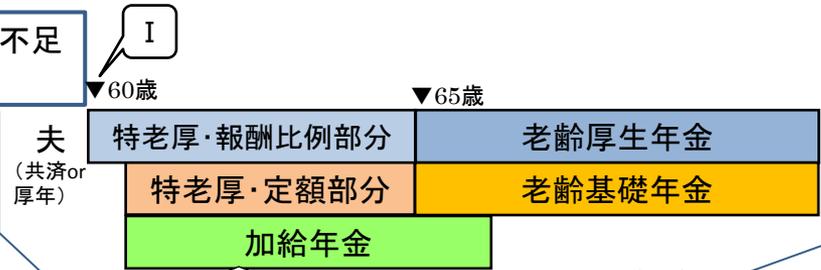
- 配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が開始されていない夫婦の事例を機構で抽出し、
- ・配偶者が厚生年金の場合は、機構が保有している情報に基づいて振替加算の受給要件の確認を徹底。
 - ・配偶者が共済年金の場合は、平成27年10月から稼働している共済情報連携システムを活用して確認し、機構と共済組合のデータの不整合がある場合は個別に照会して確認を徹底。

振替加算の総点検とその対応(概要)

- 振替加算は、配偶者(夫)の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合に、妻が65歳に達したときに、夫の加給年金を妻の老齢基礎年金に振り替えて加算するもの(現在は年齢に応じて月19000円～6000円程度)
- 支給漏れが従来から散見され、個別対応としてきたが、近年件数が増加。
- 被用者年金一元化に伴い、日本年金機構が共済情報連携システムを利用できるようになったこともあり、支給漏れ事案の総点検を行い、対応策を講じることとした。

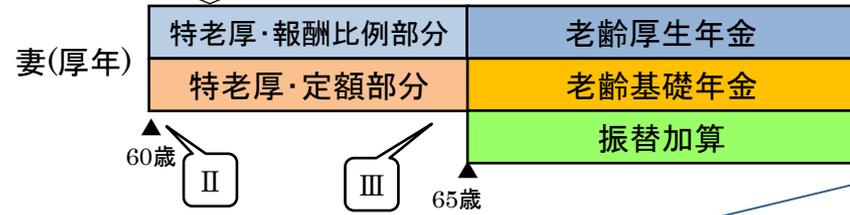
①機構と共済組合との間の情報連携不足 【5.3万人 260億円】

- 夫が共済組合である場合には、機構と共済とで夫婦の情報をやりとりする必要。
- 必要な情報が収録されていなかったり、情報に不備があることで支給漏れ。



②システム処理に起因するもの 【3.6万人 122億円】

- 夫と妻のデータに齟齬がある場合は、機構においてリストを出力して確認することとした。
- リストには不要な情報が大量に混在したため、個別確認に対応できなかった。



④お客様の届出漏れ 【1.2万人 128億円】

- 妻の特老厚請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に機構へ生計維持関係などを届け出る義務がある。
- その届出がなく支給漏れ。

③機構の事務処理誤り 【0.5万人 89億円】

- 夫の特老厚が遡って請求・決定される場合には、リストを出力して確認することとしたが、適切に処理されなかった。

機構における事務処理

- I 共済組合(又は機構)は妻と生計維持関係があるかどうか確認。夫原簿に登録
- II 機構は、夫に加給年金が支給されているかどうか確認。妻原簿に登録
- III 機構は、夫婦双方の情報をチェックし、振替加算を支給

※この他、本人から「生計維持関係がない」と申告されたため振替加算が支給されていない方にも、念のためお知らせする。4.5万人

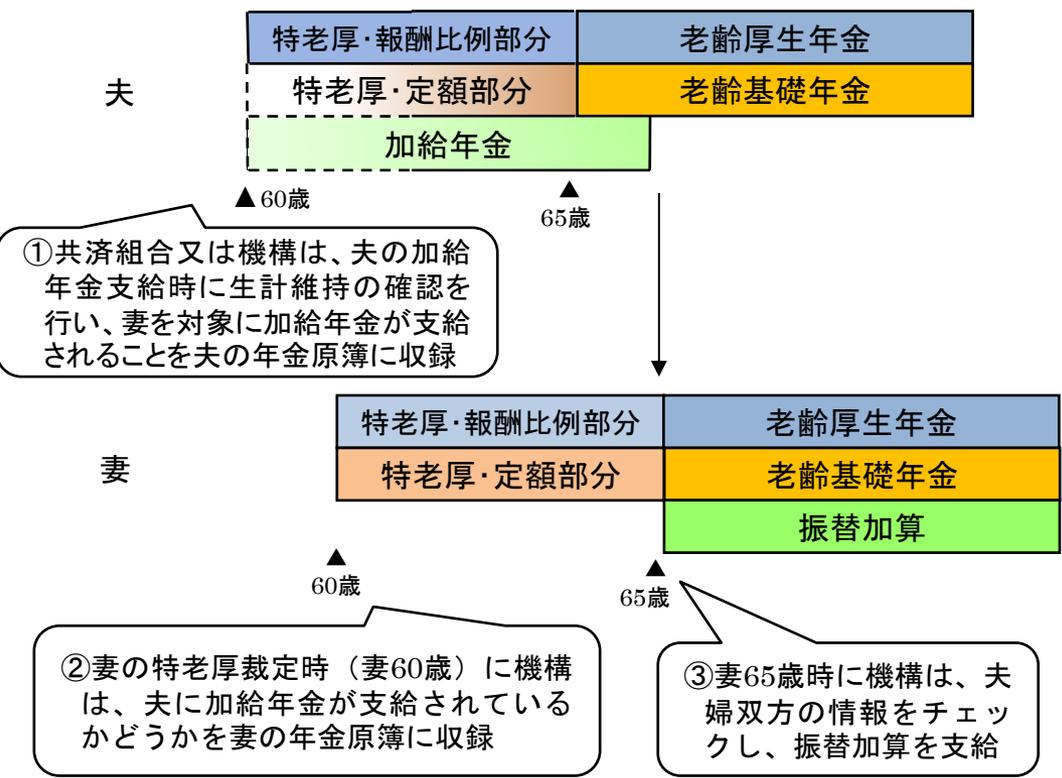
- 夫婦の一方が共済の年金を受給している方が96%、101,324人
- 対象の方には、お知らせをした上で、概ね11月を目途に支払い予定
- 今後は、妻65歳時点で共済情報連携システムを活用して確認するなど、事務処理を改善

加給年金と振替加算

【加給年金】 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、定額部分支給開始年齢に到達した時点(かつては60歳。段階的に65歳まで引上げ)で、その方に生計を維持されている配偶者又は子がいるときに加算。

【振替加算】 加給年金額の対象者になっている妻(夫)が65歳になると、それまで夫(妻)に支給されていた加給年金額が打ち切られる。このとき、一定の基準により妻(夫)自身の老齢基礎年金の額に振替加算がされる。基礎年金の導入(昭和61年)によって専業主婦の方も国民年金に加入することになったが、当時ある程度の年齢となっている妻の基礎年金額は加入期間が短くなり年金額も低くなる。振替加算は支給額を上乗せする役割を果たし、妻の年金として一生支給されるもの。

(妻が年下の場合)



<事務処理が煩雑になるケース>

振替加算の支給事務は、ケースによって様々ではあるが、

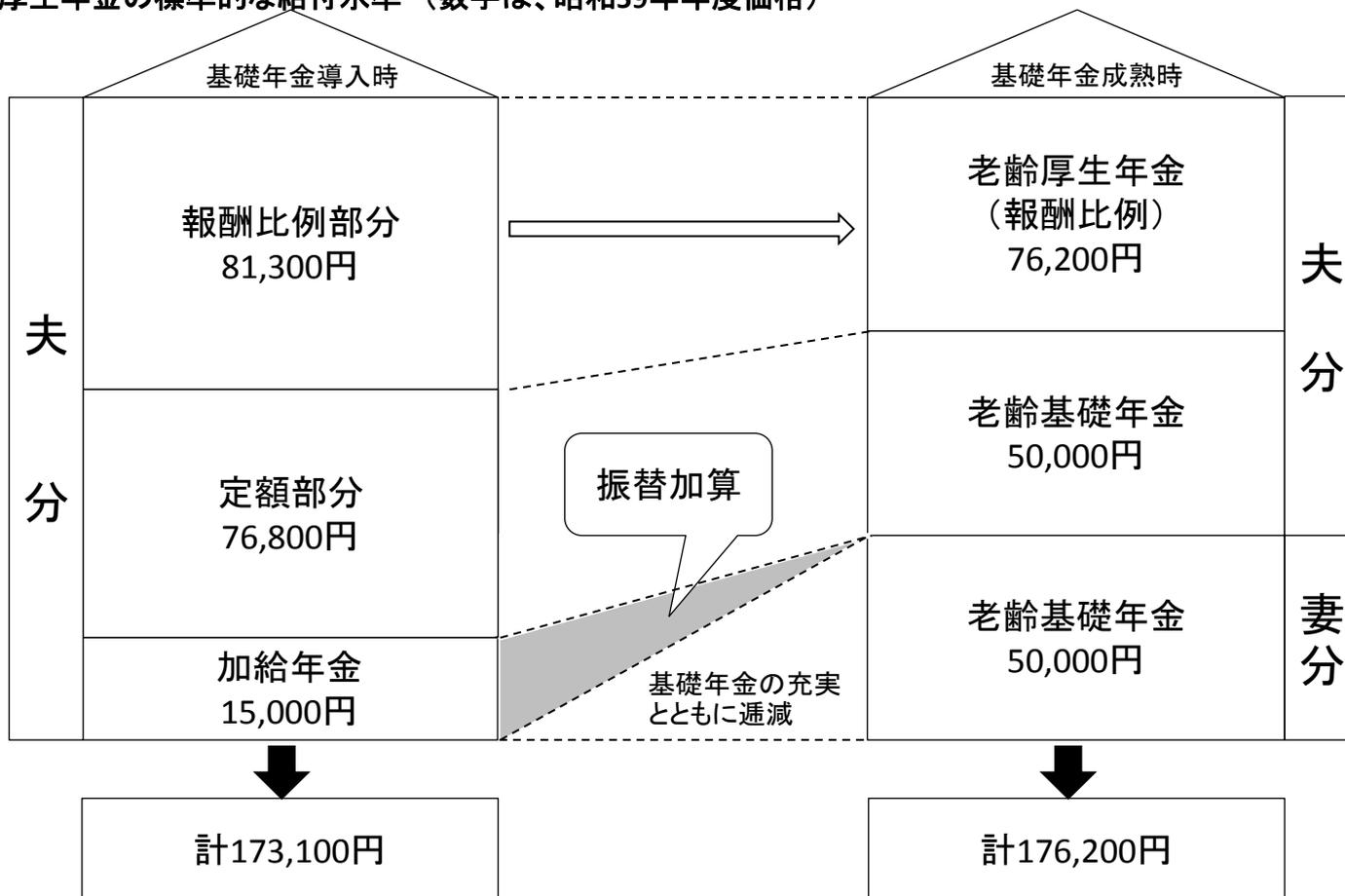
- 夫に厚生年金の加給年金が支給されている場合には事務は比較的簡素であるが、被用者年金一元化前は夫に共済年金の加給年金が支給されている場合にはその支給状況を確認する事務が比較的煩雑
- 妻の特別支給の老齢厚生年金(特老厚)裁定時(妻60歳時)に夫に加給年金が支給されている場合には事務は比較的簡素であるが、妻の裁定時に夫に加給年金が支給されていない場合には事務が比較的煩雑

(参考)

旧国民年金法から新国民年金法への移行措置としての振替加算

昭和60年改正前は、被扶養配偶者については、国民年金の適用を除外し、本人が希望した場合のみ任意加入できることとされていた。昭和61年4月以降にこれらの者が第三号被保険者として現行国民年金制度の被保険者となった場合であっても、国民年金の加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の額が低額となる者も生じることとなる。このため、これらの者については、昭和61年4月以後60歳に達するまでの期間を考慮して、生年月日に応じて逡減する加算を行うこととした。その最高額は、老齢厚生年金の配偶者を対象とする加給年金額と同額とした。

60年改正当時の厚生年金の標準的な給付水準（数字は、昭和59年年度価格）

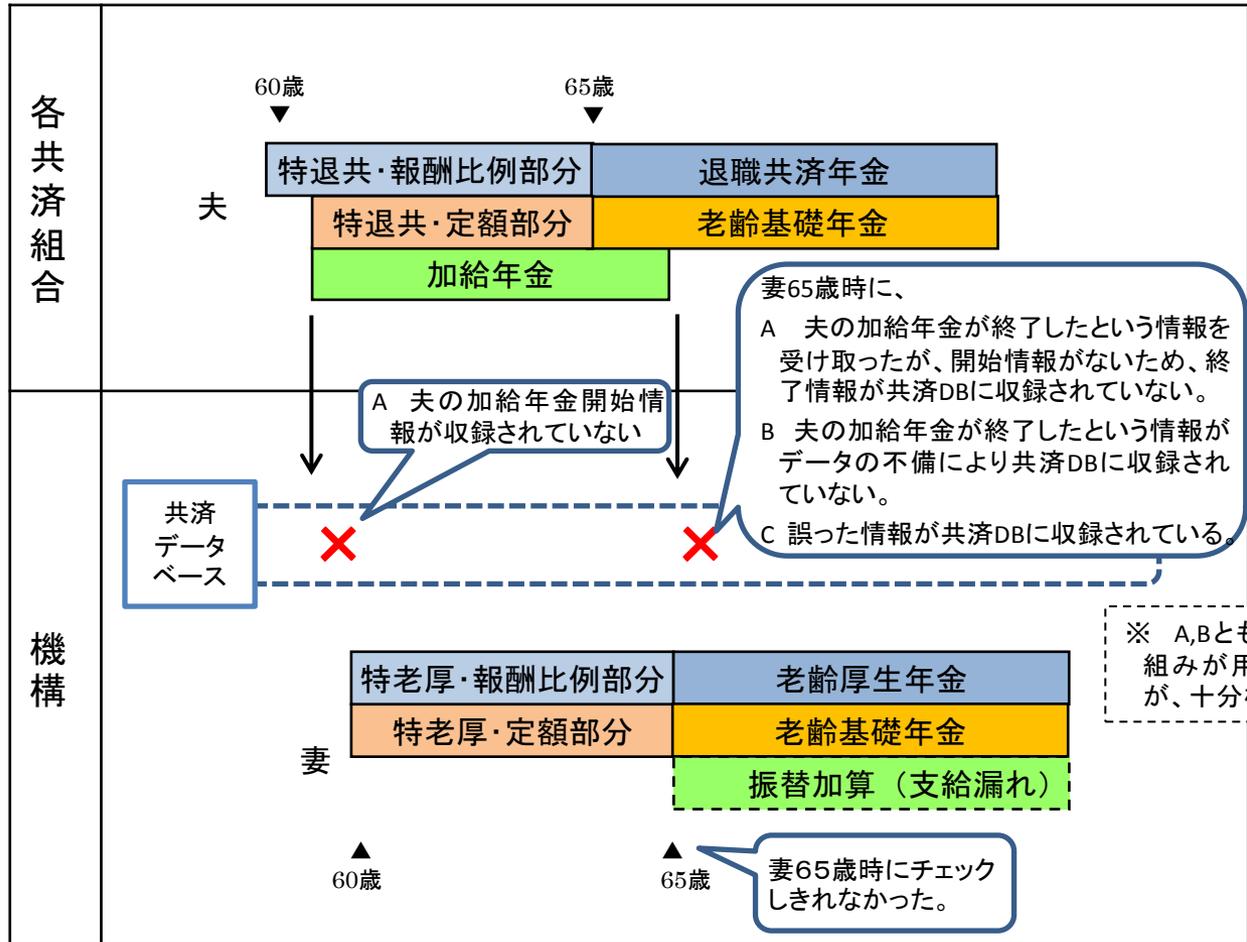


(別添1) 点検の結果把握した事案

(事例1) 機構と共済組合との間の情報連携不足～夫に共済年金が支給されていた場合～

夫が受けている年金が共済年金の場合、機構は、機構が管理する「共済データベース」を活用し、妻の65歳からの年金に振替加算を系統的に処理をすることとしていたが、「共済データベース」に加給年金終了情報が収録されていない又は情報に不備があることにより、振替加算の支給漏れが生じた。

52,908人、260億円



※ A,Bともに、補正の仕組みが用意されていたが、十分機能しなかった。

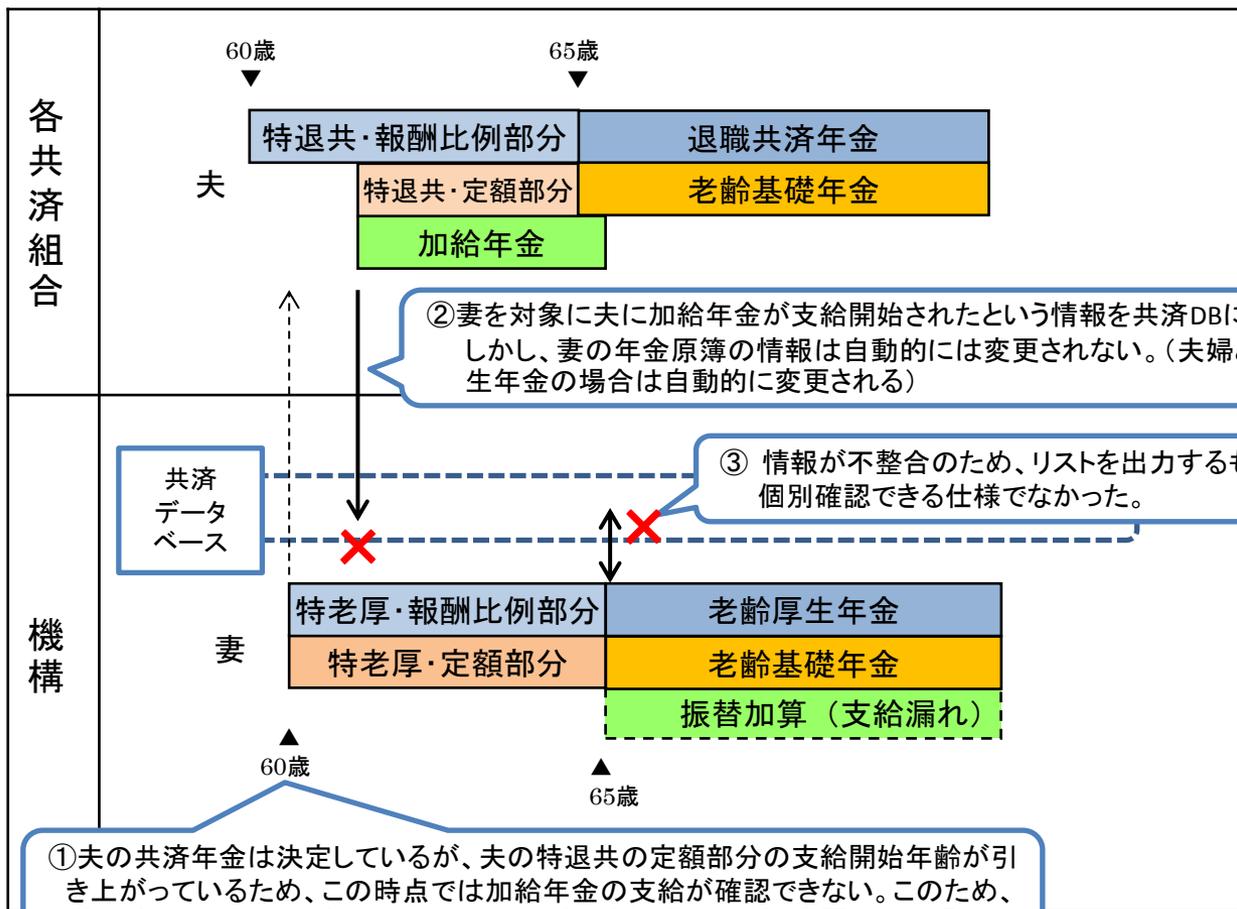
(夫と妻が逆の場合も同様)

(事例2-1)システム処理に起因するもの ～夫に共済年金が支給されていた場合～

機構が妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されていない」と収録した場合であって、その後、共済組合から夫に加給年金が支給された場合でも、妻の年金原簿の情報は自動的に変更されない。妻65歳時では、「共済データベース」により夫に加給年金が支給されていることは確認できるが、妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されていない」と収録されている場合は、リストを出力して個別に確認することとした(平成17年10月～)。

しかし、このリストには多くの不要な情報が混在し、個別確認に対応できる仕様でなかったため、振替加算の支給漏れが生じた。

23,136人、85億円



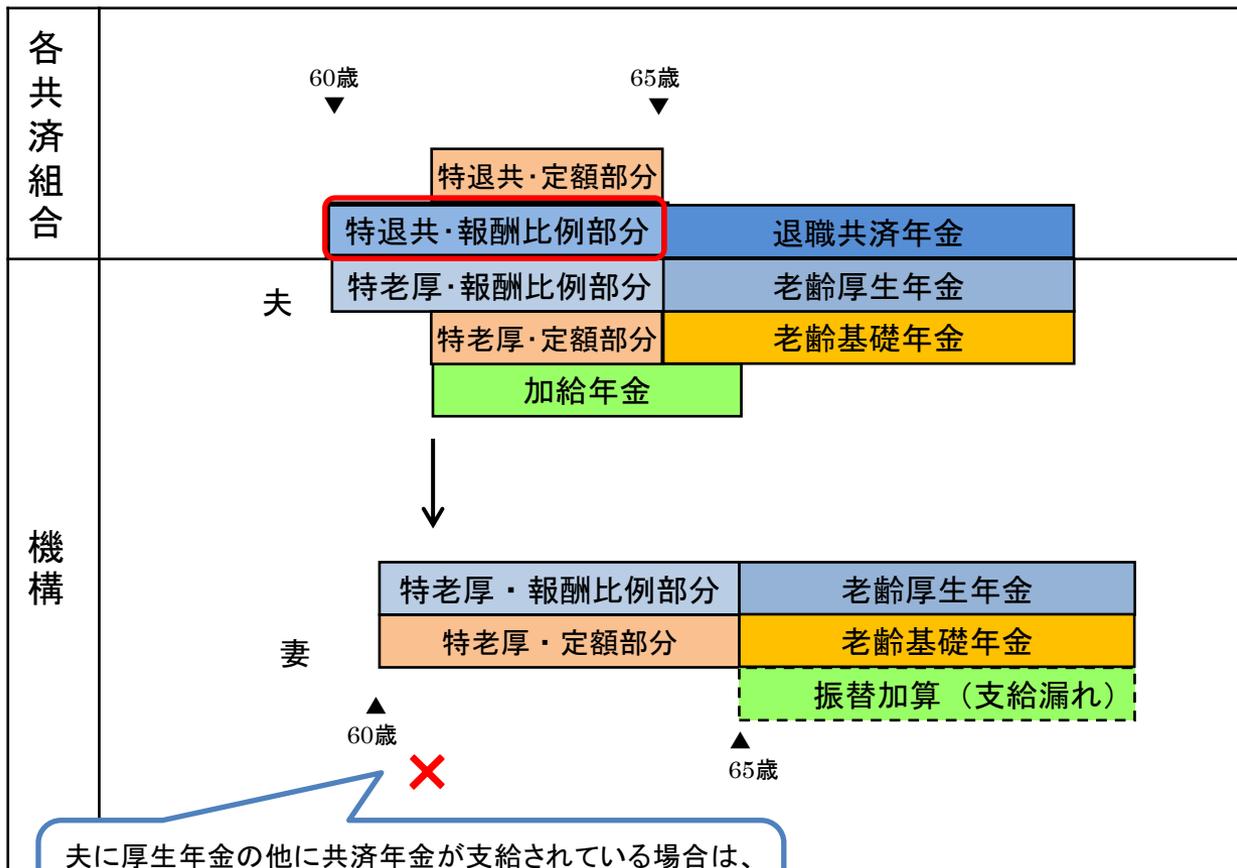
①夫の共済年金は決定しているが、夫の特退共の定額部分の支給開始年齢が引き上がっているため、この時点では加給年金の支給が確認できない。このため、機構は夫に加給年金が支給されていないという情報を妻の年金原簿に収録。

(夫と妻が逆の場合も同様)

(事例2-2)システム処理に起因するもの ~夫(妻)に厚生年金と共済年金が支給されていた場合~

機構では、夫が厚生年金の場合は、夫に加給年金が支給されていることを確認し、振替加算を行うシステムとした(平成17年10月~)。その際、夫又は妻に厚生年金の他に共済年金が支給されている場合には、リストを出力し、職員が確認する事務としていた。しかし、リストには多くの不要な情報が混在し、個別確認に対応できる仕様でなかったため、振替加算の支給漏れが生じた。

12,549人、37億円



夫に厚生年金の他に共済年金が支給されている場合は、リストを出力し、個別に確認する事務としていた。リストを出力するも、個別確認できる仕様でなかった。

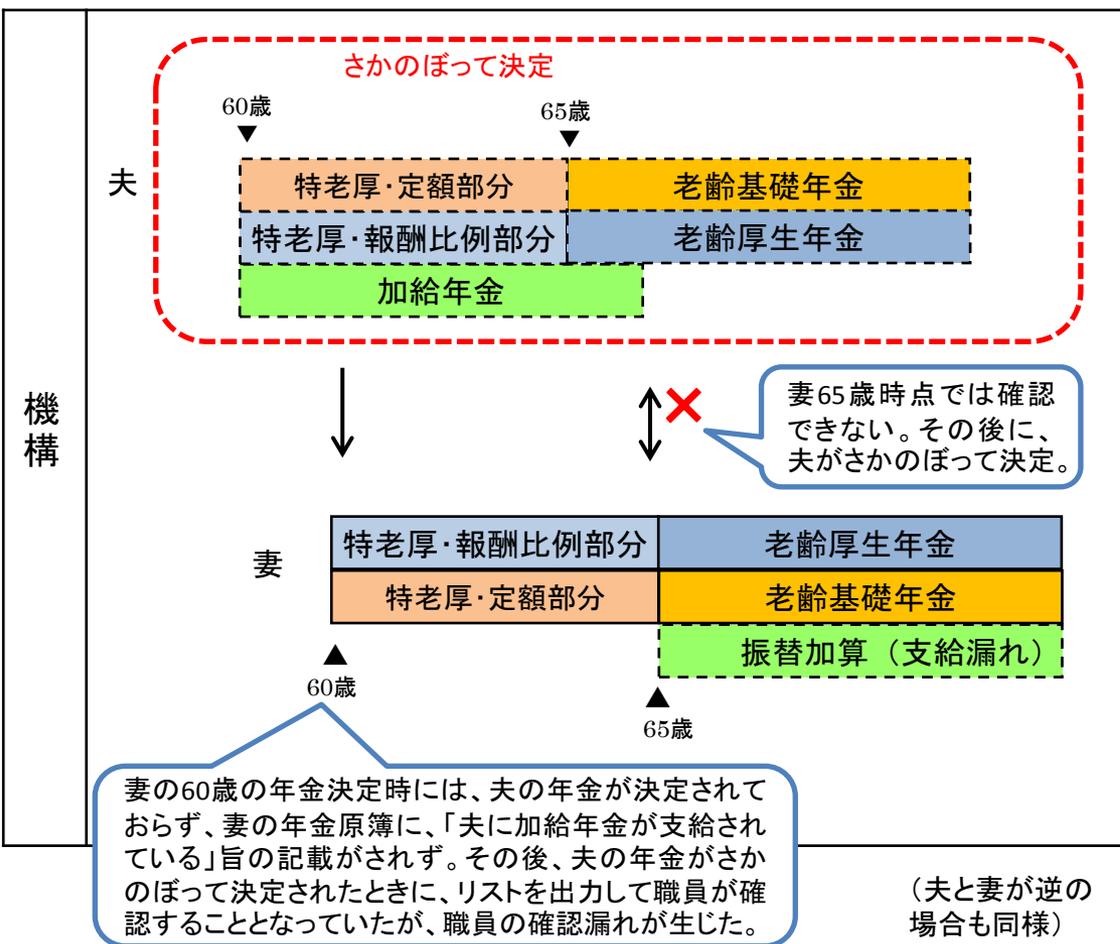
(夫と妻が逆の場合も同様)

(事例3) 事務処理誤り ~夫の年金をさかのぼって決定した場合~

夫が年上の場合には、夫の年金が決定した後、妻の年金を決定するのが一般的であるが、夫の特別支給の老齢厚生年金が遅れて請求されたことにより、さかのぼって夫の年金を決定することがある。

その場合、機構ではリストを出力し、職員が確認し、妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されている」旨を登録することとしていたが、そのリストの処理が漏れて、振替加算の支給漏れが生じた。

1,727人、13億円



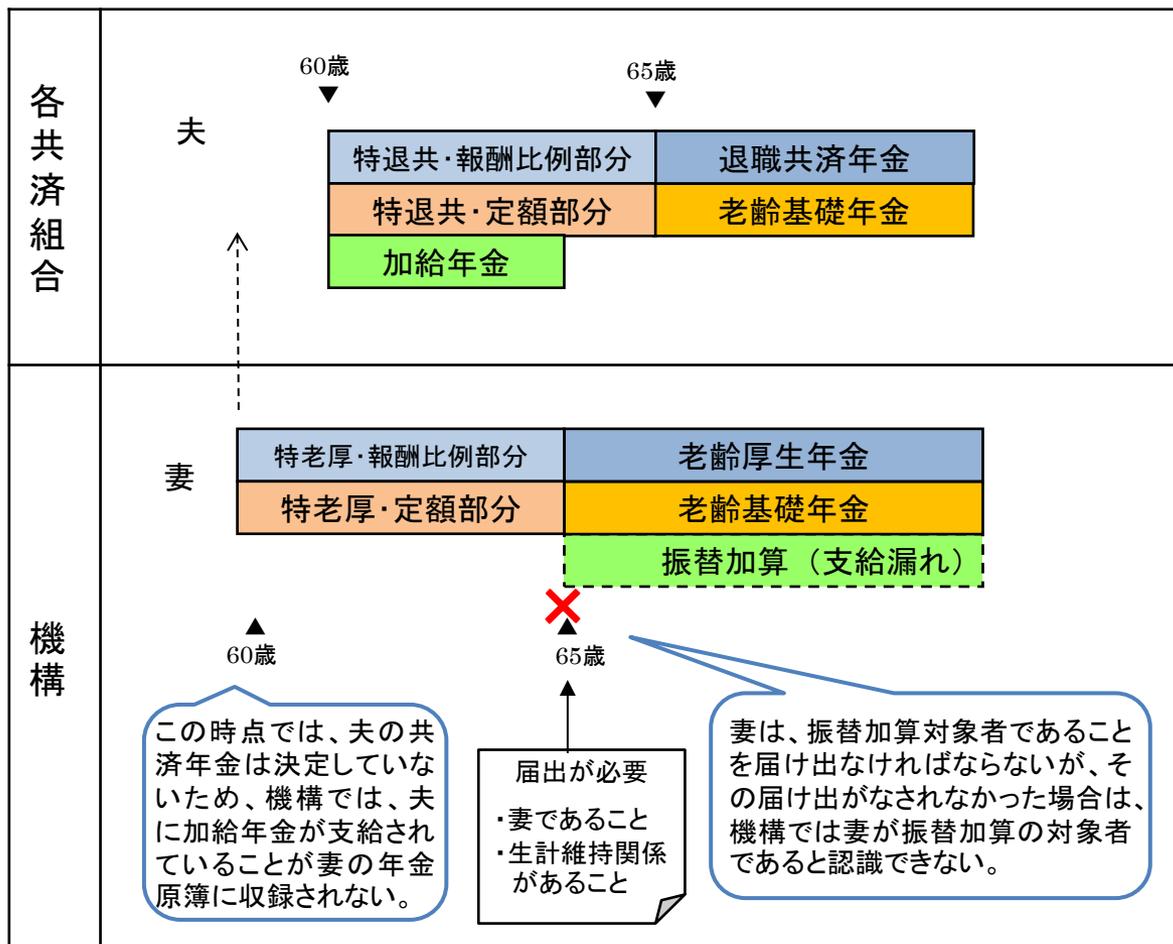
このほかの事務処理誤り

- ・妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されている」と入力すべきところを「支給されていない」と入力したもの 2,370人 58億円
- ・平成24年10月以前は夫に共済年金の加給年金が支給されている場合には、機構は目視にて振替加算の支給要件を確認していたが、目視であるため処理を誤ったもの 461人 4億円
- ・平成17年以前は夫の加給年金の支給状況に変更があった場合に社会保険事務所から社会保険業務センターへの進達事務があったが、その進達にも漏れがあったもの 402人 6億円
- ・夫の加給年金終了情報が処理される前に妻から65歳時裁定ハガキが提出された場合には、リストに出力して処理することとしていたが、その処理が漏れたもの 356人 7億円

など

(事例4)お客様からの届出漏れ ～夫に共済年金が支給されていた場合～

妻が年上の場合は、妻の特別支給の老齢年金の請求時(妻60歳)には夫の年金が決定されていない。その後、夫に共済年金が支給された場合には、妻には振替加算開始時に機構への届出(妻であること、生計維持関係があること)が義務づけられているが、届出がなされないケースがあり、その場合は、振替加算の支給漏れが生じる。



12,038人、128億円

(夫と妻が逆の場合も同様)

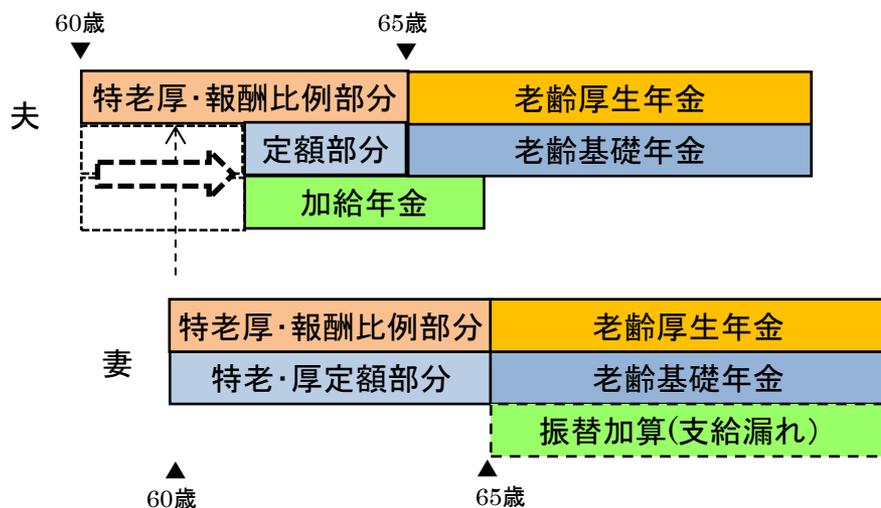
(参考) 男子の定額部分開始年齢の引き上げの影響

振替加算については、正しく加算がなされていない事案が従来から散見されてきた。これまで、個別事案を把握したときにその都度対応してきたが、近年増加している。男子の定額部分開始年齢の引き上げが影響を与えている。

年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
振替加算の訂正件数	2	15	23	34	267	575	832

平成6年の制度改正により昭和16年4月2日以後に生まれた方は、生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられた。

これにより、平成13年度以後、妻が60歳で裁定請求をする際に夫の加給年金が開始されておらず、事後的に変更する必要のある事象が増加した。



この時点では、夫の定額部分の支給が始まっていないため、妻の年金原簿に夫に加給年金が支給されていることが登録されない。

生年月日 (男性)	定額部分の支給開始年齢	引上げ実施年
昭和16年4月2日～ 18年4月1日	61歳	平成13年
昭和18年4月2日～ 20年4月1日	62歳	平成16年
昭和20年4月2日～ 22年4月1日	63歳	平成19年
昭和22年4月2日～ 24年4月1日	64歳	平成22年
昭和24年4月2日～	65歳	平成25年

- 対象の方には、お知らせをしたうえで、概ね本年11月15日に支払うことができるよう事務を進める(随時払い)。
- 時効の援用は行わない。

(その他)

夫に加給年金が支給されていながらも、妻ご本人から機構に対しては「生計維持関係がない」と申告されている事例がある。妻ご本人からの申告が正しければ未払いではないが、念のため、これらの事例については機構が個別に妻ご本人に対してお知らせする。妻65歳時に生計維持関係があったのであれば、改めてその旨の届出をしていただくよう勧奨する。

- ・妻ご本人の申請どおり生計維持関係がない場合には、振替加算の支給はしない。
- ・妻65歳時の生計維持関係が確認できた場合には、振替加算の支給を行う。この場合でも妻ご本人からの生計維持関係がないとの申告を受けて行った処理であり、妻ご本人にも一定の帰責性がある場合は5年の時効が適用される。

※勧奨する方のうち夫に共済組合の加給年金が支給されていた方 19,939人

※勧奨する方のうち夫に厚生年金の加給年金が支給されていた方 25,667人

妻の特老厚裁定時(妻60歳)での届出情報をもとに、その後の事情変更を可能な限り反映し、妻65歳時に振替加算を支給する、という今までの業務フローの見直しを行う。

- ・近年、振替加算に関する事務処理誤り件数が増えてきたこと(10ページ参照)
- ・共済情報連携システムが活用できるようになったこと(平成27年10月～)

もあり、振替加算の支給漏れがなくなるよう事務の見直しを講じる。

※ 従来の共済データベースには情報の収録漏れがあったが、共済情報連携システムにより、機構が、共済組合が保有する原簿情報を直接確認できるようになった。

<事務処理の改善>(既に本年7月1日から実施済)

○ 現在の事務処理を基本としつつ、配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が開始されていない夫婦の事例については、妻が65歳になった時点で抽出して確認する。

- ・抽出した者の夫に厚生年金の加給年金が支給されている場合は、機構における情報を基に妻65歳時点で振替加算の受給要件を確認。
- ・抽出した者の夫に共済年金の加給年金が支給されている場合は、夫の記録を共済情報連携システムで照会し、振替加算を支給する。機構と共済組合のデータに不整合〔妻の生年月日、姓等の相違〕がある場合には、個別に共済組合に事実関係を照会して、妻65歳時点で振替加算の受給要件を確認。

※ 今後、システム改修により機械的に共済情報連携システムに照会できるようにする。

<届出の不要化>(今後速やかに省令改正予定)

○ 妻の特老厚請求時に夫の共済年金が決定されていない場合には、振替加算開始時に妻からの届出(規定上は年金裁定請求時の添付書類)が必要となっている(「④お客さまの届出漏れ(P9)」参照)。今般の事務処理改善と併せ、当該届出事務は廃止予定。(国民年金法施行規則第16条の2第2項の改正)

振替加算専用ダイヤル応答率

日付	総呼数(A)	応答呼数(B)	応答率 (B/A)
9月14日(木)	49,790	591	1.2%
9月15日(金)	39,452	2,004	5.1%
9月16日(土)	6,513	1,995	30.6%
9月17日(日)	1,120	929	82.9%
9月19日(火)	14,233	2,559	18.0%
9月20日(水)	6,712	2,464	36.7%
9月21日(木)	7,434	2,399	32.3%
9月22日(金)	8,095	2,500	30.9%
9月23日(土)	836	692	82.8%
9月24日(日)	322	289	89.8%
9月25日(月)	7,567	4,330	57.2%
9月26日(火)	2,944	2,634	89.5%
9月27日(水)	2,010	1,817	90.4%
9月28日(木)	1,607	1,499	93.3%
9月29日(金)	1,421	1,345	94.7%
9月30日(土)	370	355	95.9%
10月1日(日)	181	162	89.5%
10月2日(月)	1,238	1,196	96.6%
10月3日(火)	1,015	977	96.3%
10月4日(水)	768	743	96.7%
10月5日(木)	703	680	96.7%
10月6日(金)	661	631	95.5%
10月7日(土)	150	143	95.3%
10月8日(日)	90	88	97.8%
10月9日(月)	77	73	94.8%

※9月25日より、100回線への拡大、フリーダイヤルの開設を行い体制を拡充。

報道関係者 各位

平成29年9月22日
(照会先)
相談・サービス推進部
相談管理グループ長 高橋 力也
(電話直通 03-3247-3481)
経営企画部広報室
広報室長 坂田 信喜
(電話直通 03-5344-1110)

振替加算未払い事案にかかる相談体制の拡充について

日本年金機構では、振替加算の未払い事案について、お客様からのご相談に対応する体制を強化するため、下記のとおり取組を実施します。

記

1 電話応答体制の拡充

従来、「振替加算専用ダイヤル(0570-030-261)」を設置し、本事案のご相談に対応しておりましたが、この対応について、9月25日(月曜日)以降、さらなる体制の拡充を行います。

①フリーダイヤルの開設

「振替加算専用ダイヤル(0570-030-261)」に換え、以下のフリーダイヤルを開設します。(専用ダイヤルは廃止しますので、ご注意ください。)

フリーダイヤル : 0120-511-612

受付時間 平日8:30~20:00 土日祝日8:30~17:15

②応答回線の拡大

お客様からの照会状況を勘案し、応答する回線数を以下のとおり拡大します。

【これまでの体制】 40回線 ⇒ 【9月25日(月曜日)以降の体制】 100回線

2 年金事務所における振替加算にかかる休日相談臨時窓口の開設

振替加算にかかる照会を専門に対応する臨時窓口を以下のとおり開設します。

- (1) 開所日 平成29年9月23日（土曜日）及び9月24日（日曜日）
- (2) 開所時間 午前9時30分から午後4時まで
- (3) 開所場所 全国の年金事務所

※ 以下の事務所においては、建物の工事等のため、開所できませんので、申し訳ございませんが振替加算専用ダイヤルをご利用ください。

※ 街角の年金相談センター等は開所しません。

9月23日（土曜日）に開所しない年金事務所

東北福島（福島県）、大田（東京都）、青梅（東京都）、茂原分室（千葉県）、笠寺（愛知県）、高岡（富山県）、新宮分室（和歌山県）、博多（福岡県）、延岡（宮崎県）

9月24日（日曜日）に開所しない年金事務所

大田（東京都）、青梅（東京都）、茂原分室（千葉県）、笠寺（愛知県）、新宮分室（和歌山県）、博多（福岡県）、那覇（沖縄県）

以上

国会閉会中審査における加藤厚生労働大臣及び水島理事長の報告（概要）

○加藤厚生労働大臣

この度、日本年金機構において、振替加算として支払うべき年金を適正に支払っていなかった事案について、支払うべき年金が適正に支払われなかったこと、また、支給漏れが判明した年金受給者の皆様にご迷惑をおかけしていることは、誠に遺憾です。

日本年金機構においては、お支払いを十一月から着実に実施するよう事務を進めております。また、国民の皆様からの問い合わせにしっかり対応できるよう、専用ダイヤルの増設・日本年金機構のホームページでのきめ細やかな情報提供などを行わせております。

後ほど、日本年金機構理事長からも、改めて説明がございます。

厚生労働省としては、日本年金機構が、事務処理誤りの根絶に向けた取組、業務手順やシステムの点検等にさらに努めることにより、今後こうした事態が生じないように適切に対応してまいります。

○水島理事長

この度、日本年金機構におきまして、振替加算の総点検を行った結果、本来支給されるべき振替加算が適正に支給されていなかった事案が判明いたしました。

本件に関し、未払いとなっているお客様に多大なご迷惑をおかけしたこと、また、それ以外の多くのお客様にもご心配、ご不安をおかけしたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

今回未払いが判明した方は105,963人、影響額は約598億円でございます。

今回の事案が発覚した契機についてでございますが、振替加算に関しては、これまでも正しく加算されていない事例が散見されておりました。従来は、個別事案として把握した際に、その都度対応してまいりましたが、近年同様の事例が増加してきておりました。これを受け、一方の配偶者、例えば夫に加給年金が支給されていたにもかかわらず、もう一方の配偶者、例えば妻に振替加算が支給されていない事例について、サンプル的に確認いたしましたところ、本来、振替加算が支給されるべき方に支給されていない恐れがある事例を複数発見いたしました。このため、振替加算が支給されていない事案があるのかを各共済の協力を得て、総点検したということでございます。

今回の事案が発生した原因でございますが、分析の結果、大きく分けて4つに分類されます。具体的には、1点目は日本年金機構と共済組合の間の情報連携不足、2点目はシステム処理に起因するもの、3点目は日本年金機構における事務処理誤り、4点目はお客様からの届出漏れ、でございます。

これらの原因により、振替加算が加算されていないお客様に対しましては、迅速かつ適切に対処し、今後このようなことが起こらないよう、徹底した再発

防止に努めてまいります。

未払いとなっているお客様につきましては、お客様への確認等の必要がない場合には、本年11月上旬にお知らせを差し上げた上で、本年11月15日にお支払いをさせていただきます。

また、お客様への確認等が必要な場合や、お支払いすべき方がすでにお亡くなりになっている場合については、ご本人やご遺族の方にお知らせを差し上げ、お支払いの対象であることを確認できた方々から順次、お支払いをさせていただきます。

加えて、本件について、お客様のご不明な点などを解消させていただくため、専用ダイヤルも設置いたしました。設置当初は大変つながりにくい状況にあり、お客様には大変ご迷惑をおかけしたところでありますが、その後、受付回線を増強するとともに、また受付時間の延長や土日の受付などの対応を行ってきたところでございます。

引き続き、お客様からの照会状況を確認しながら、適切に対応してまいります。

改めまして、このような事態が発生し、お客様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことににつきまして、深くおわびを申し上げます。

以上

平成29年9月29日
(照会先)
経営企画部広報室
広報室長 坂田 信喜
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

振替加算の未払い事案にかかる 役職員の制裁等について

平成29年9月13日に公表している振替加算の未払い事案について、当機構は、関係する役職員に対して、本日、下記のとおり制裁を行い、あわせて役員の月額報酬の一部辞退を行うこととしましたので、公表します。

記

【役員の制裁について】

被処分者 制裁内容	理事長 注意	水島 藤一郎
被処分者 制裁内容	副理事長 注意	清水 美智夫
被処分者 制裁内容	理事【事業推進部門(年金給付担当)担当】 注意	大澤 範恭

※ 上記の3名は、月額報酬の1/10を2か月間辞退することとします。

【職員の制裁について】

被処分者 制裁内容	審議役(中央年金センター長) 訓告	安部 隆
被処分者 制裁内容	年金記録企画部長 訓告	向山 輝人

以上